

消費者施策推進指針—平成26年度版—の体系図

【基本的な視点】

【 施策展開の方向性 】

消費生活の安定と向上の促進

消費者の権利の尊重

消費者の安全確保

消費者被害の救済

商品・サービスの適正な供給

消費者事故等の情報提供

【重点】
不当な取引方法や表示の禁止

生活関連物資の
安定供給等

【重点】
市町村消費者行政への
支援

県の相談窓口の充実・強化

紛争処理体制の整備

多重債務問題への対応

○県消費生活条例に基づく事業者への危害防止措置の指導・勧告
○製品安全3法に基づく立入検査・指導を実施する市町村への指導・助言
○他部局との連携による食品等の安全性の確保

○消費者事故等の情報収集
○県民への情報提供
・県ホームページ、県メールマガジン、新聞等の活用
○県庁内の部局間、警察、市町村との連携による情報共有

○不当な取引防止のための事業者指導、法執行
・消費生活相談や申出、公益通報、市町村で把握した情報の活用
・特定商取引法、景品表示法に基づく事業者指導・行政処分
・県消費生活条例に基づく是正勧告
○法執行を担う人材の育成
○メニュー表示等の適正化の推進
・メニュー表示の監視活動を実施
・他部局との合同による食品表示合同監視等の実施
・景品表示法に関する講習会の実施

○不適正な行為の是正勧告
○ガソリン等の価格調査の実施
○県ホームページによる情報提供

○市町村消費者行政への財政支援（基金を活用）
・消費生活センターの設置及び拡充、相談窓口の拡充
・消費生活相談員の報酬（増額分）
○相談窓口機能の充実・強化に向けた支援
・相談業務に対する指導、助言
・資質向上のための研修の実施
・消費生活相談員就業希望者の情報提供
・全国における広域連携に関する情報提供

○県民生活相談センター等の相談窓口の機能強化
・消費生活相談の実施
・専門家との連携
・消費者団体等と連携を図りながらのレベルアップ研修の実施
・専門研修への派遣

○岐阜県苦情処理委員会の運営
○消費者トラブルに関する訴訟費用の貸付

○担当職員の資質の向上
○相談窓口、早期相談、解決方法に関する啓発
○法律の専門家による無料相談会の実施
○関係機関との連携
○若年層への啓発

消費生活の安定と向上の促進

消費者の自立支援

消費者教育・啓発

消費生活に関して学ぶ場の提供

- 場や消費者の特性に応じた方法で実施
- <学校>
 - ・専門的知識を有する外部人材の活用
- <地域>
 - ・市町村や地域団体等との連携によるイベント等での啓発
- <家庭>
 - ・家族への高齢者被害情報の提供

高齢者への消費者教育・啓発

- 高齢者への消費者教育・啓発
- <地域>
 - ・高齢者またはその支援者に対する啓発
- <家庭>
 - ・家族への高齢者被害情報の提供

【重点】
消費者教育・啓発を担う人材の養成と活用

- 教員を対象とした研修、教材開発
 - ・優れた実践事例等を関係教員へ情報提供
 - ・教育研究会等への専門家派遣による研究支援
 - ・学校現場で使える副教材の作成、充実
- 消費者教育拠点としてのセンター機能の充実
 - ・消費者教育実践マニュアルの作成
 - ・相談員等を対象とした「消費者教育人材育成研修」の実施

【重点】
教育教材の作成と活用

- 教育教材等の作成・活用
 - ・消費者教育普及啓発パンフレットの作成
 - ・消費者教育実践マニュアルの作成
 - ・高校生向けの副読本の作成・配布
 - ・小中学校向け副読本「知っトクBOOK」の活用
- 消費生活出前講座の実施拡充
 - ・マニュアルを活用した講座の実施

消費生活情報の提供

- 県民への情報提供
 - ・県ホームページの充実
 - ・県メールマガジンの配信
 - ・新聞等マスメディアを通じた情報提供
 - ・市町村や各種団体と連携した広報紙の活用
 - ・岐阜県金融広報委員会と連携したイベントの開催

消費者の組織活動の推進

消費者団体等への支援・協働

- 消費者団体及びネットワーク組織への学習支援、情報提供
- 消費者啓発について消費者団体及びネットワーク組織との協働

消費生活協同組合の健全な運営への支援

- 生協に対する検査、報告の徴収
- 国や全岐阜県生活協同組合連合会と連携した運営指導

消費者意見の反映

消費者の県政への参画

- 岐阜県消費生活安定審議会等を通じた意見交換・情報交換
- 県ホームページ、県民意見募集を通じて寄せられる消費者の意見への対応
- 消費者団体等から寄せられる消費者の意見への対応